

学校健康診断情報の P H R への活用に関する検討会の設置について

令和 4 年 1 月 2 6 日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

学校における児童生徒等の健康診断は、児童生徒等の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的として実施されてきた。一方、個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を把握・蓄積することにより、日常生活習慣の改善や必要に応じた受診、医療現場での円滑なコミュニケーション等に資することが期待されており、医療・健康政策の観点から、生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として把握する仕組み（P H R : Personal Health Record）の構築が求められている。

政府としても、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、「医療・特定健診等の情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みや民間 P H R サービスの利活用も含めた自身で閲覧・活用できる仕組みについて、2022 年度までに、集中的な取組を進めること（中略）など、データヘルス改革に関する工程表に則り、改革を着実に推進する」とされているほか、「成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）においても、「マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供について、（中略）その他の健診・検診情報については、2020 年夏に策定した『データヘルス集中改革プラン』に基づき、地方公共団体等への支援など、実現に向けた環境整備を行い、2022 年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始を目指す」とされるなど、P H R の推進に取り組むこととしている。

このような中で、文部科学省においては、令和 3 年度、学校健康診断（学校健診）の結果を実際にマイナポータルで閲覧可能とすることを実証する調査研究事業を実施しており、令和 4 年度には、当該事業の結果を踏まえ、学校健診情報を活用した P H R の本格的実施に向けて、学校健診情報を保管する専用サーバーを構築することとしている。今後は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）など政府全体のデジタル化の方針や教育データ利活用の方針との整合性を図りつつ、学校健診について効率的・効果的な P H R の実現を目指していく必要がある。

このため、P H R に対応した学校健診情報を保管する専用サーバーの管理・運営体制や学校健診情報の P H R の効率的・効果的な実施の在り方等について、有識者の協力を得て検討を行う。

2 検討事項

- (1) 学校健診情報を保管する専用サーバーの管理・運営体制について
- (2) 学校健診情報の P H R の効率的・効果的な実施の在り方について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

令和4年1月26日から令和5年3月31日までとする。

5 その他

この検討会に関する庶務は、初等中等教育局健康教育・食育課において処理する。

(別紙)

学校健康診断情報のPHRへの活用に関する検討会委員

(50音順、敬称略)

小林 幸恵 全国養護教諭連絡協議会会長

高橋 邦夫 合同会社 KU コンサルティング代表

半澤 郁子 全国学校保健・養護教諭担当指導主事会会長

東 邦裕 全国学校保健主事会会長

藤村 裕一 国立大学法人鳴門教育大学大学院遠隔教育プログラム推進室長